

第六次栃木県ＬＰガス料金激変緩和対策事業補助金  
交付規程

制定　　令和 7 年 7 月 1 日  
発行人　一般社団法人栃木県ＬＰガス協会

(通則)

第 1 条　第六次栃木県ＬＰガス料金激変緩和対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）、第六次栃木県ＬＰガス料金激変緩和対策事業費補助金交付要領（令和 7 年 6 月 20 日付け工第 327 号栃木県産業労働観光部長通知。以下「要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条　この規程において、「協会」、「間接補助事業者」、「一般家庭等」、「補助金センター」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1)「協会」とは、第六次栃木県ＬＰガス料金激変緩和対策事業の補助事業者である一般社団法人栃木県ＬＰガス協会をいう。
- (2)「間接補助事業者」とは、第 6 条第 1 項の規定に基づく交付決定の通知を受けた者をいう。
- (3)「一般家庭等」とは、液化石油ガス法第 2 条第 2 項に規定する一般消費者等をいう。
- (4)「補助金センター」とは、本事業の実施のため協会が設置するＬＰガス料金激変緩和対策事業補助金センターをいう。

(交付の目的)

第 3 条　本事業は、栃木県が指定する値引き額により、ＬＰガス料金の値引きを行った間接補助事業者に対して、その値引き原資を補助することにより、ＬＰガス料金の上昇により影響を受けている一般家庭等の負担を直接的に軽減することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第 4 条　補助金センターは、間接補助事業者が行うＬＰガス料金の値引き原資及び値引き事務に要する経費の一部に対して、要領に基づき栃木県から受けた交付決定額の範囲内で補助金を交付する。

- 2　値引き原資の支援対象は、栃木県内でＬＰガスを消費する一般家庭等（体積販売に限る。）とする。ただし、令和 7 年 9 月 1 日以降に新たにＬＰガス供給を契約した者（令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの新規契約にあつては、従前の契約で本補助事業による値引きを上

限額まで受けていない場合を除く。)及び国又は地方公共団体により管理等が行われている施設は除く。

### 3 補助対象額及び補助率は別表のとおりとする。

#### (交付の申請)

第5条 間接補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に補助金センターが定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、補助金センターに提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付決定の通知)

第6条 補助金センターは、第5条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を間接補助事業者に送付するものとする。

2 第5条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 補助金センターは、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

#### (申請の取下げ)

第7条 間接補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に補助金センターに書面をもって申し出なければならない。

#### (補助事業の経理等)

第8条 間接補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、補助金センターの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を補助金センターに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 契約消費者数が大幅に増加することにより、補助金交付決定額を上回るおそれがあるとき
- (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき
- (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき
- (4) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）

2 補助金センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 間接補助事業者は、第1項各号以外の事項を変更する場合は、あらかじめ補助金センターに連絡しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第10条 間接補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を補助金センターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事故の報告)

第11条 間接補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を補助金センターに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 間接補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、補助金センターの要求があったときは速やかに状況報告書を補助金センターに提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 間接補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和7年11月28日のいずれか早い日までに様式第5による実績報告書を補助金センターに提出しなければならない。

2 補助金センターは、間接補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、期限について猶予することができる。

3 間接補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、その証拠となる書類を整理し、当該報告に係る年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 補助金センターは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6により確定された補助金の額を間接補助事業者へ通知するものとする。なお、帳簿類の調査ができない場合等、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該補助事業に係る金額は補助の対象とならない。

- 2 補助金センターは、間接補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 補助金センターは、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、間接補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとし、間接補助事業者は、補助事業完了後、様式第7-1による精算払請求書を提出しなければならない。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 前項の概算払の額は、第6条に規定する交付決定額の5割を上限とする。
- 3 間接補助事業者は、第1項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7-2による概算払請求書を補助金センターに提出しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 補助金センターは、補助事業の適切な遂行のため必要があると認めたときは、間接補助事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は、間接補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、間接補助事業者は協力するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 間接補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに補助金センターに報告しなければならない。

- 2 補助金センターは、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第 14 条第 3 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第 18 条 補助金センターは、第 9 条第 1 項第 2 号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 6 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 間接補助事業者が、規則、本規程又は規則若しくは本規程に基づく補助金センターの処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 間接補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 間接補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 間接補助事業者が、申請内容の虚偽、本補助金を活用して取り組む事業に対する栃木県が助成するほかの制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合
- (6) 間接補助事業者が、補助事業実施期間の終了までに補助事業を完了しなかった場合
- (7) 間接補助事業者が、第 13 条第 1 項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合
- (8) 間接補助事業者が、別紙 1「誓約事項等 同意書」に違反した場合

- 2 補助金センターは、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 補助金センターは、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 14 条第 3 項の規定を準用する。

(補助金返還)

第 19 条 補助事業終了後、栃木県又は補助金センターは、補助事業に関して予告なく実地検査を実施することができる。当該実地検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、間接補助事業者はこれに必ず従うものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第 20 条 間接補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定され

ない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表又は漏えいしてはならない。

- 2 間接補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（間接補助事業者情報の変更）

第21条 間接補助事業者は、補助金センターに報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかに補助金センターに届け出るものとする。

（誓約事項及び同意事項）

第22条 間接補助事業者は、別記1～3について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに誓約又は同意したものとする。

（その他）

第23条 補助金センターは、本規程に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

- 2 補助金センターは、間接補助事業者に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別 表

| 補助金の名称                                         | 補 助 事 業                              |                                                                                                   | 補助率 |
|------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|                                                | 内 容                                  | 補 助 対 象 額                                                                                         |     |
| 第六次<br>栃木県<br>L P ガ<br>ス料金<br>激変緩<br>和対策<br>事業 | L P ガス料金の値引き<br>を行う間接補助事業者<br>に対する補助 | 栃木県が指定する値引き上限額550円（消費税及び地方消費税を含む。）により、一般家庭等の令和7年9月から令和7年10月までの間に行ったL P ガス料金の値引きの合計額を消費税率で割り戻した額   | 定額  |
|                                                |                                      | 値引き事務に要する経費<br>値引きした一般家庭等の数（契約数）に100円を乗じた額。ただし、上記の金額が10万円を超えた場合は上限10万円、上記の金額が1万円に満たない場合は下限1万円とする。 | 定額  |

## 別 記 1

### 不正な補助金の交付の申請防止に係る誓約事項

当社は、補助金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 当社は、補助金センターの求めに応じ、適切なLPガス料金値引きの実施及びその帳票等の提出に協力します。
- (2) 当社は、当社の帰責の有無に関わらず、不正な補助金申請に該当する可能性がある場合、補助金センターが判断する場合は、その調査が完了するまで当該補助金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当社は、上記に該当する他、不正な補助金申請及び受給が発生しないよう、県及び補助金センターの求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当社は、架空の申請や水増し報告等の不正請求<sup>※1</sup>、不適切な行為<sup>※2</sup>等を行いません。

#### ※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

#### ※2：不適切な行為

- ① 補助金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、補助金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

以上



## 別 記 2

### 反社会的勢力排除に係る誓約事項

当社は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
  - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

以上

### 別 記 3

#### 間接補助事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当社は、補助事業への応募及び補助金の交付の申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

#### 記

補助金センターは、本補助事業の実施に必要な範囲で、間接補助事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、補助金センターは、間接補助事業者が提供する情報を事業の終了後5年間保存し、補助金センター業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、補助金センター及び栃木県等は、間接補助事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

以上